

○ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

①標準処理期間の設定について

三朝町農業委員会は農地法第3条許可（農地の権利移転等）の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30日

②申請者の方の流れ

申請についての相談	※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。（随時） 住所：鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2 TEL：0858-43-3507
申請書の記入	※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会窓口又は、本ホームページにあります）をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
必要書類の入手	※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認	<p>※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。</p> <p>申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。</p>
<p>申請書の提出／受付 <u>(毎月25日締切)</u></p>	<p>※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく ださい。</p> <p>※ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしま すので、許可書の交付までの流れをご確認ください。</p>

③農業委員会等の流れ

申請書の提出／受付	<p>※ <u>締切は、毎月25日（土日祝祭日の場合は次の平日）</u>です。</p>
<p>申請内容の審査</p> <p>農業委員会総会 <u>(毎月10日前後)</u></p>	<p>※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、<u>農業委員が申請者の方に聞き取り等の確認を行います。</u></p> <p>また、<u>現地調査</u>を行います。</p> <p>※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。</p>
(県知事による審査)	<p>※ 三朝町外にお住みの方が三朝町内の農地を買ったり借りたりする場合には、都道府県知事による審査が必要な場合があります。</p>
許可書の交付	<p>※ 通常の場合、総会終了後3日以内に許可書を交付します。</p> <p>(県知事審査案件は月末以降となります)</p> <p>※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく ださい。(許可書の交付を確実にを行うため)</p>